

神奈川労働局公示第 11 号

登録教習機関の登録変更の公示について

下記の登録教習機関について、代表者の氏名変更の届出があったので、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称
登録教習機関の住所
代表者職氏名(変更前)
代表者職氏名(変更後)
事務所の名称
事務所の住所
変更年月日

一般社団法人日本クレーン協会東京支部
東京都江東区新木場一丁目 11 番 7 号
代表理事 森下 勉
代表理事 曄道 佳明

令和 8 年 6 月 22 日

令和 8 年 9 月 10 日

神 奈 川 労 働 局 長

